平成２３年（フ）第１３３９８号
東京都葛飾区西亀有３丁目25―８―102
債務者　吉田　恒雄
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３９９号
神奈川県相模原市中央区田名4112―１―206
債務者　吉川　　聡
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４０４号
東京都足立区東和２丁目４―３―305
債務者　小島美乃里
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４０７号
神奈川県横浜市青葉区新石川４丁目26―１―110
債務者　石川　安彦
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３０号
北海道旭川市大町２条12丁目66番地の49　フロンティア大町302
債務者　村井志乃ぶ（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３５８号
横浜市港南区野庭町174番地１　グリーンヒル笠原101号室
債務者　細池　久江
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７号
長野県佐久市中込２丁目25番地４
債務者　白坂　裕一
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第４４９号
静岡県浜松市南区三島町1395番地の１
債務者　栗田　　昭
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４６７号
静岡県浜松市東区笠井新田町1314番地の15
債務者　柳本　　静
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４７０号
静岡県浜松市東区笠井町494番地の７
債務者　波多野洋子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１３３３７号
東京都中野区新井５丁目５―15―306
債務者　川崎　健司
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３４０号
東京都江東区亀戸４丁目45―９―401
債務者　酒井　　智
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３８２号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目34―３
債務者　工藤　輝之
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４２１号
東京都渋谷区初台２丁目４―16―102
債務者　渡邉美恵子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８５号
東京都あきる野市野辺1140番１地
債務者　森田　康雄
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部